

**静岡県建築基準条例第5条第2項、第12条第3項、第13条ただし書の規定による  
認定(県条例認定) 申請要領**

1. 申請書 浜松市建築基準法施行細則 第6号様式

2. 添付書類

必ず添付するもの

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
申請理由書	建築の理由、経緯等	
公図写し		
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
土地利用現況図	縮尺、方位、敷地の隣地の区画及び土地利用の状況並びにその土地に附属する建築物の用途及び配置の状況	1/500以上
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模並びに申請に係る建築物と他の建築物との別	1/500以上
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに主要部分の寸法	1/200以上
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	1/200以上
構造図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法	1/50以上
敷地求積図	敷地面積の求積図及び計算表	
建物求積図	建築面積、床面積の求積図及び計算表	

場合により必要なもの

図書の種類	添付要件
交通量調査資料 警察協議資料等 駐車計画図	新規で県条例第13条ただし書認定申請をする場合
土地利用協議措置報告書	土地利用協議を必要とする場合
適合証明の写し	都市計画法の許可を必要とする場合
その他	上記以外に、審査を行うにあたって必要な書類を求める場合

3. 提出部数 正本・副本 各一部

4. 申請手数料 不要

5. その他 浜松市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づく標識設置の届出が必要な場合は、届出後20日経過しなければ、許可申請の受付はできませんのでご注意ください。